

第5回札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会

日時：平成26年1月20日（月）18：00～

場所：札幌市役所18階 第四常任委員会会議室

次 第

1. 開 会
2. 議事録署名人指名
3. 今後のスケジュールについて
4. 論点シートに基づく意見交換について
5. 国保運営協議会への中間報告の検討及び決定について
6. 閉 会

1. 開 会

○事務局（西村） 皆様、おぼんでございます。時間になりましたので、第5回施術費制度あり方検討会を開催させていただきます。

本日の出席者でございますが、9名御出席をいただいております。定足数である過半数に達しておりますので、本日の検討会は成立をしております。

それでは、以降の進行は武者座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名人氏名

○武者座長 きょうも年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず議事録署名委員の指名を行いたいと思います。私からいつものように指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○武者座長 それでは、本日の議事録署名委員は、森田委員と石井委員にお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

3. 今後のスケジュールについて

○武者座長 では、この後、議事に入りますけれども、まず、今後のスケジュールについてということで、確認させていただきます。

事務局から御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（西村） 本日配付をしておりますスケジュールの(案)、2枚目の資料になりますが、検討会スケジュールの(案)をごらんください。

大まかな流れになりますが、本日、1月20日、第5回の検討会、こちらでは、意見交換、国保運営協議会への中間報告の検討を行います。その後、2月3日になりますが、国保運営協議会へ中間報告、そして2月の中旬から下旬にかけて、第6回の検討会を予定しております、ここでは、最終報告の骨子の検討、作業部会のメンバー選考、そして2月下旬以降、2回程度の作業部会を行いまして、3月下旬になりますが、第7回検討会で最終報告の検討を行うというスケジュールでございます。

検討会としては、ここまですりませんが、4月以降、国保運営協議会のほうで最終決定という流れで考えております。

以前にもお伝えしておりますが、この検討会は、国保運営協議会のもとに設置をされておりますので、検討会としての結論は、国保運営協議会に報告をしまして、最終決定は国保運営協議会が行うということになります。

それから、2月3日に中間報告が予定されておりますが、ここでは、検討経過を報告しまして、国保運営協議会の委員から意見をいただく予定となっております。

いただいた意見については、第6回検討会にフィードバックしまして、それも踏まえまして、検討会としての結論をまとめていただくということで考えております。

また、本日の検討会の後、座長と事務局のほうで最終報告案の骨子を作成いたしまして、第6回検討会に御提示をしたいと考えております。

そして、第6回検討会で骨子が決まりました後は、この検討会の委員の中から、各分野の代表、数名の方による作業部会というものを立ち上げて、そこで最終報告案を作成をして、第7回検討会に提示をしたいと考えております。

事務局として、このようなスケジュール(案)を考えておりますので、御審議をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○武者座長 ありがとうございます。

本日が第5回の検討会でありまして、実は2月3日に中間報告を行う。そういう意味では、本日の検討会が、中間報告の案を皆様から御意見いただくという位置づけかなと考えております。

その後、実際に、中間報告としては、あくまで中間報告なのですが、最終報告に向けて具体的な作業部会を設置すると。最後、第7回でそれを検討するという形で進めてまいりたいと思いますけれども、このスケジュールにつきまして、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

○堀内委員 1点お聞きしたいのですが、作業部会が2月下旬から2回程度になっております。3月下旬には、検討委員会で最終報告の検討ということで、2月の下旬ですと、1カ月の間に、どなたがメンバーになるかわかりませんが、2回連続行うということですね。

○事務局(西村) 最終報告については、骨子はこの検討会の皆さんで決めていただくのですが、実際に文字を起こすという作業は、少し少人数でやったほうがいいのではないかなと考えておりまして、各分野の代表の方、数名に御協力いただいて、報告書の案をまとめる、たたき台をつくっていただく、そんな流れで考えております。

回数は、2回程度としておりますが、目安ということでございます。そこは、皆さんの御意見を聞いて、これから整理をしていくことになるのかなと思っています。

以上でございます。

○堀内委員 大体何名程度予定されているのか。かなり皆さんお忙しい方が多いと思うのですが。

○事務局(西村) 分野ということでいくと、例えば施術団体の代表の方、医師の代表の方、被保険者、市民の代表の方、あとは座長、座長代行をどうするか。

○堀内委員 わかりました。

○武者座長 ほか、いかがでしょうか、スケジュールについて。

4. 論点シートに基づく意見交換について

○武者座長 それでは続きまして、次に、本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局(西村) 今回の資料ですけれども、事前にお送りをしております資料の確認をさせていただきます。

まず、前回の検討会の議事録要旨、各委員の論点シート、各委員の意見をまとめた委員別の論点整

理表、A3の横長の資料になります。それから、本日配付した資料としましては、先ほど御説明をしましたスケジュールの(案)ということになります。

一つ資料が抜けておりました。A3版のカラーの資料になりますけれども、国保運営協議会への中間報告の資料となります、これまでの検討経過をまとめた概要、こちらの資料もございました。

それできょうは、検討経過をまとめた概要、カラーの資料について簡単に説明をさせていただきます。

1ページ、2ページ、これについては、以前にお配りをした資料になっておまして、3ページ、4ページが、今回、委員の皆様からいただいた内容を反映したのになります。

まず、3ページになりますが、今後の施術費制度についてという部分です。詳細について、論点シートで御確認いただければと思いますけれども、現時点では、廃止と縮小が1名、現状維持とその他がそれぞれ3名、拡充が2名となっております。

ただ、その他というところを見ますと、内容として、廃止や縮小に近い意見もございます。

次に、その下になりますが、施術費制度の目的についてですが、一部重複回答も含んでおりますので、少し数が多くなっておりますが、健康増進が2名、法定療養費の補完が6名、その他が2名、意見を述べないが1名となっております。

裏面の4ページをごらんください。ここでは、6つの項目について整理をしておりますが、廃止の小沼委員については、それぞれ意見を述べないとしております。

まず、年齢や所得などの対象者の範囲についてですが、見直しが必要が6名、見直しが不要が3名となっております。それぞれの理由については、この後の項目も同様ですけれども、整理表や論点シートなどで御確認いただければと思います。

その次、対象となる施術の種類や疾患、これについては、見直しが必要と、見直しは不要が、同数の4名となっております。その他の意見として、医師や専門家による検討が必要という意見もありました。

利用の期間や回数についてですが、見直しが必要が7名、見直しは不要が2名となっております。

右側の上になりますが、札幌市の補助額、これについては、見直しが必要、これが各項目中最も多く8名となっております。見直しは不要が1名となっております。

医師の同意については、見直しが必要が6名、見直しは不要が3名となっております。

札幌市国保加入者の認知度向上については、見直しが必要が5名、見直しは不要が4名となっております。

なお、その他の意見については、委員別論点整理表をごらんいただければと思いますけれども、別途、見直しが必要な項目として、定額3,000円となっている1回当たりの料金、再発や延長に関する運用、証明書の記載内容の見直し、それから施術費と自由診療の併用といった意見などがございました。

資料に関する説明は、簡単ですが、以上でございます。

○武者座長 ありがとうございます。

ただいまの、このカラーの資料の説明について質問等ございましたら、お願いいたします。

○高田委員 済みません。ちょっと聞き漏らしてしまったのですが、第4回検討委員会におけ

る、一番最後の今後の施術費制度の廃止、縮小、その他、現状維持の人数をもう一度教えていただきたい。聞き漏らしてしまった。

○事務局（西村） 廃止が1名、縮小が1名、その他が3名、現状維持が3名、拡充が2名になります。

○高田委員 ありがとうございます。

もう1点なのですが、資料で、大阪高裁のはり・きゅうの裁判の資料をいただいたのですが、これは事務局で配っていただいたのですか。

○事務局（西村） それは、稲垣委員のほうから提出いただいたものなので、後ほど御発言いただくときに説明していただくということでよろしいでしょうか。

○高田委員 わかりました。どうも済みません。ありがとうございます。

○武者座長 その他、いかがでしょうか。

それでしたら、少し先に進ませていただきまして、この後、本格的な資料の検討に入ります前に、ただいまの資料の説明を踏まえて、皆さんの御意見をまとめて、確認することが必要なと思っております。

といいますのも、2月3日に国保運営協議会に中間報告を、基本的には、資料を使って説明いたしますので、私のあやふやなところがないように、皆様に御確認できればと思っております。

またさらに、次回検討会では、最終報告案に向けまして、骨子を作成、検討を予定しておりますけれども、その前に、まず、各委員の見解、意見を改めて確認したいと思います。

それぞれの意見につきましては、このようにA3のもの、委員別にまとめた論点整理表が配付されておりますので、ほかの委員の意見なども踏まえて、一通り、また、ここから少し変わっているところなどございましたら、改めて御意見をいただければと思っております。

それでは、お1人ずつ発言をお願いしたいと思います。具体的な見直し内容と、前回の補足もしくは変更点を中心に、コンパクトにお願いできればと思っております。

それでは、いつも最初からで申しわけないのですが、石井委員からお願いできますでしょうか。

○石井委員 こちらに記載している内容について、私は、変更はありませんけれども、事務局のほうに質問が幾つかあるので、よろしいでしょうか。

例えば、国保の広域化が実現した場合においても、市独自の施術費制度の実施というのは可能なのか、もし問題点があるのであれば、どのようなところが問題なのか。

それと、国保加入者のみならず、全市民を対象にこの制度を実施することは可能なのか、また、問題点はあるのか。

それとあと、全市民を対象として、現在の市の繰入金を増額しないで、この制度を実施とした場合、利用者の負担額、それから期間や回数を逆算というか、試算して割り出すことはできるのか。

以上、この3点をお聞きしたいのですが、お願いします。

○事務局（加藤） 私のほうから、1点目の国保の広域化について御説明しますが、今、国で議論されているのは、国民健康保険の保険者機能を市町村から都道府県に移すというものでございます。

今、札幌市の国民健康保険は、施術費制度というのは、札幌市が国民健康保険の保険者として実施

しているものでございますから、国の制度設計によりますけれども、市町村は保険者ではないということになって、保険者機能が都道府県に行ってしまったとすると、今のままの制度で続けることはできないと。保険者としてやっているの、保険者でなくなれば、別な施策が打たれなければ、今の施策は当然ながらなくなっていくというようなことになるわけです。

○事務局（西村） それから、全市民を対象とした場合にどうなのだというお話ですが、国保の対象者というのは決まっておりますので、全市民ということであれば、国保の制度を越える話になります。それで、その場合は、一旦今の制度を廃止して、そして札幌市全体として、そういった事業が必要かどうか、改めて検討するということになります。

○事務局（加藤） 最後の試算の話でございますけれども、例えば全市民対象となったときに、どれぐらいの人が、どれぐらいの頻度で御利用されるかということの設定自体がなかなか難しいと思うのです。だから、今の予算の中で、例えば全市民の何割の人が、「決め」で数字を出すことはできますが、その数字が正しいかどうかという、そういったことの検証はできないので、数字をつくることはできますけれども、その数字をつくることに余り意味はないのかなというふうに思います。

○武者座長 よろしいでしょうか、石井委員。ありがとうございます。

では次、稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 私の論点シート内容は、この状態でお願いますということで、今、高田委員のほうから質問があった、ちょっと見づらいののですけれども、コピーなののですけれども、何でこのコピーをきょう提出したかという、いわゆる鍼灸、マッサージは当然E B M（根拠に基づいた医療）も確立されて、いわゆる医療点数の中にも組み込まれていると。鍼灸については、医療点数の中には組み込まれていない。いわゆる療養費の範疇の中にと。

その中で、鍼灸のE B Mはどうか、いわゆるそれに対するものがあるのかということで、一番これ法的に認定された内容で、ここに、大阪高裁はり・きゅう労災裁判というのがありまして、これは、患者さんが、いわゆる労働省と、監督省ですけれども、労働省と戦いまして、一番は原告のほうに負けて、二審目の高裁で、いわゆる被告の言い分が通ったという内容ですけれども、その後、労働省は、これをさらに最高裁には上告しませんで、いわゆる結審したという内容で、その内容の中に、判決の文章録というのが、136ページ以降に書いてあるのですけれども、この中に、いわゆる鍼灸のE B Mとして確立されたものを、いわゆる認定しているのです。

ということで、鍼灸のE B Mはここにあるのだということで、137ページの中段以降なののですけれども、鍼灸治療の鎮痛効果についてということで、その理論とするもの、作用機序と称するものを、(1)のゲートコントロールから(5)の血行動態の改善ということで認定しているのです。このページの最後のほうに、いわゆる鍼灸治療の鎮痛作用機序解明の程度が、モルヒネ施用の場合に比して劣っていることはできないということで、いわゆる鍼灸の治療の有効性をここで確定されているのです。

結果的に、この判例が現在までまだ続いているということをここであらわしておかなければ、鍼灸のいわゆる治療効果の云々について、いわゆる疑義を持たれている委員の方々もいるのではないかとということで、きょうあえてこの文章を出した次第でございます。

以上でございます。

○武者座長 ありがとうございます。

それでは、次に、大道委員、お願いいたします。

○大道委員 私は前回から言っていますように、施術費は、目的が療養費としての目的なのか、健康維持としての目的か、そこを明確にしないと議論が進まないと思っています。

そして、もし療養費の補完とするものであれば、療養給付費に吸収されても構わないかなという。もしくは、あくまでも健康維持、それから未病をよくすると、未病を改善するというような議論であれば、また新たな、これが、先ほど言われていましたように、札幌市民が全体で使えるような制度にすべきかどうか、そしてそれに対して、ほかの予算として必要なものとふるいにかけて、それを札幌市民の健康をよくするために、どれだけ予算をかけるべきかということを議論しながら、それについても議論すべきだと思います。

以上です。

○武者座長 ありがとうございます。

特に御主張いただいているのは、②番のところ、今後の施術費制度の目的についての部分が特に重要だという御意見でよろしいですか。

○大道委員 はい。

○武者座長 では次に、高田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高田委員 私、以前に出したのと中身はほとんど変わっておりません。

それで、1件だけ、医師の先生方にお伺いしたいことが1件ありまして、同意など、原則的には、私は、診療報酬のチェックが厳しく行われるのであれば、廃止してもいいのではないかと思って書いてあるのですけれども、この中の論議でも、お医者さんが書かないと言っているという言い方がすごくあったのですけれども、どうもいろいろ読んだり、お話を聞いてみると、医師が書かないというわけではないので、診断の結果、書く必要がないという判断をしているのではないかというふうに思うのですけれども、この辺は、先生方、どんなものなのでしょうか。

○宮崎委員 全くそういった場合が多いと思います。あくまで必要かどうかというのを医者が判断しますから、必要ないという形で判断したら、それは書きません。だから、論点シートのところにも書きましたけれども、実際、整形外科の医者には行くなというふうな指導も行われているのを散見します。

実際、1,000名以上の方が同意書をもらっているのですから、書いている人は、ちゃんとかかりつけ医が書いているのです。

○高田委員 ありがとうございます。

以上です。

○武者座長 次は、堀内委員、お願いいたします。

○堀内委員 私もほとんど変わらないのですが、ちょっと補足した部分がありますので発言したいと思います。

最初の施術費の今後、現状のまま維持する、その理由の2番目に、ただし、平成29年度ころに国民健康保険の広域化が予定されているということで、先ほどもちょっと事務局からも発言ありましたが、札幌市の役割というのがまだはっきりしていない、どれがどういうふうになるか。そうい

うことで、その前年度、平成28年度あたりになれば、ほとんど全貌が見えてくると思いますので、このときにはっきりとしたものを出したほうが賢明ではないかと。今回先延ばしするというのではなくて、今回、非常にいろいろな団体、医師会の方、はり・きゅうの団体の方、いろいろな専門の方の意見もお聞きしていますし、実際に議事録もとっていますので、これをベースにして、一気に28年度、結論を出したほうが私はベターではないかと思えます。

それと、ちょっと細々したことになりますけれども、対象となる利用の回数とか補助額、可能であれば、北海道の他の都市と比較するとかなり回数が多いのです、極端に多いのです。それで、③-4とも関連していると書きましたけれども、現在の予算内で多くの国保加入者に利用してもらうためには、補助額も、可能であれば、予算内で多くの方が利用することによって、実質的に施術業者さんも結局、受ける動機づけになると思うのです。そして、それがふえれば、いいとなれば、これが合っているというふうになれば、我々自営業者でお客さんと言うのですけれども、お客さんもふえますし、実際体験しないことには、実際になかなかわかってもらえない部分もあると思うのです。

そういうことも含めて、ちょっと負担はふえるかもしれませんが、より多くの人に、回数を減らして、金額もちょっと減らして、多くの人に利用していただきたい。

というのは、環状通沿いでちょっと見たのですが、ここは20分1,500円だったか、30分1,900円、ここは自由料金でやっているようなのです。だから、そういうようなところもありますので、なるべく多くの方がそういう施術を受けられて、本当に実感して、いいと思えば料金体系も、詳しくはわかりませんが、弾力的に考えて、多くのお客様に利用していただくというのも一つの方法かなと思って、私はこのところをちょっとつけ加えさせていただきます。

それと、別件なのですが、その他に書こうと思ったのですが、札幌市で問題となっているのは、一般会計からの多額の支出金が必要だということで、これについては、札幌市の保健全体で削減する方法を考えるべきだと思うのです。

例えば、札幌市の食育の推進委員会もありますし、これによってかなり塩分とか、ゼロ歳児から食育で健康な体をつくって、なるべく医療費を抑える。

あるいはその他のことで、前に入っていた共済組合のほうでは、脳卒中、心臓病から10項目くらい、病気の症状と予防法というのが全員に配られているのです。これによって、おかしいなと思ったら病院にかかって、早期発見されている方がかなりいて、脳卒中になる前に、あなたのしゃべり方ちょっとおかしいと、行ってみたら脳卒中寸前だったのです。それで入院もちょっとしただけで終わって、後遺症も全くなくて。そういうような、かなりメタボ健診を受ける方も少ないというふうな国保のしおりを見まして、さらに、指導を受けているのは7%しかいないとかと。そういうことを考えると、いろいろなお金の使い道あるけれども、こういうようなものを参考にして、そういうのを10項目くらい出すのも、あるいは推進委員会のようなものをつくって、いろいろな医療関係の団体の方にも入っていただいて、こういうようなものをつくって、出す方法も一つあるのではないかとというのが私のその他の意見です。ここに書くのはちょっと筋違いかないかと思いましたが、ちょっと長くなって済みません。

以上です。

○武者座長 ありがとうございます。

術券みたいなものを自分でコピーしてつくって出すような人がいたら、それは別な問題であって、制度的に回数もちゃんと制限してやることができると思うので、その辺、皆さん、逆にほかの政令市の方は、同意書があること自体も、本当にそうなのですかと。

ただ、札幌市が、この中で一番最初にできた制度ということがあって、皆さんそれをまねてというか、そういう形で健康の維持する制度をつくっていったというのがあるので、それから皆さんいろいろ検討して、こういう形になっていったのだと思っています。

この中で取り扱いが多い福岡市は、札幌から2年後ぐらいに、たしかできている制度だと思いました。

以上です。

○武者座長 ありがとうございます。

基本的には、拡充を図るべきという御意見だと思うのですが、国保以外の一般市民や後期高齢者といった制度外の方、そういった方にも適用すべきというお考えですよね。ということは、逆に言うと、これまで国保で利用されていた方に関してはどうか、国保の制度を使われていた方に関しては、むしろその制度を一旦廃止して、新たな市民全体を対象とする制度に変えるべきだというふうに理解してもよろしいのでしょうか。そういうわけではない。現状を拡大するという感じですか、それとも新たに。

○水上委員 理屈でいけば、廃止して、つくり直すことになるのでしょうかけれども、そこまでは今求めているので、制度的に、健康増進する制度に変えていきたい。ただ、国保の枠組みから、今おっしゃったように、後期高齢ですとか、ほかの保険者の保険は外れてしまいますから、どうしてそこが、やっぱり広げるためには廃止、縮小なんていう形になるかもしれないとは思っています。

○武者座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員 大体書いてあることは、論点シートで変更はないです。

平成29年以降、まずこの制度は北海道に移行しますから、まず存続することはあり得ない。

見直しにおいても多々ありますけれども、4年間で見直しの周知徹底、事務局サイドでできるのかなという気はします。一応、見直しは不要という形で言っています。

○武者座長 ありがとうございます。

見直しが不要という意味で、現状維持という、①番の方向性のところは書かれていると思うのですが、となると逆に、国保広域化の際には維持できないというお考えですから、その際には、一気に廃止、段階的とかではなくてという。

○宮崎委員 段階的にというのは、事務局サイドで、それは無理だと思うのです。周知徹底をまずするでしょう。

○武者座長 廃止をするまでにですか。

○宮崎委員 はい。それを周知徹底して、平成29年になってまたそれが廃止になる。その、そういうステップをとるとするのは非常に労力的に無理だと思います。

○武者座長 4年では少し足りないという意見ですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

では、森田委員、お願いいたします。

○森田委員 先ほどから広域の話が出ていますけれども、私、これを見ていただければ、なぜ、この3年間と書いたのは、広域は、私の専門が、地方自治と地方分権と行財政改革なのですけれども、これは間違いなく道に移管すると私は思っています。そうすると、この制度は完全にこれで終わりです。

なぜかという、今までは国が、179プラス札幌市、180自治体に委託してやっていたけれども、今度は、道が全部権限を国から移譲されますので、札幌市独自のこの制度というのは、恐らく継続は無理だと思います、今の形でいけば。ですから、この3年間は私はこういうふうにしたのです。本当に言いにくいものだけれども、多分そうなると思って、この3年間書いて。

それと、なぜ3年間にしたか、私、全部、札幌市の一般会計から企業会計、特別会計ですね、国民健康保険、全部シミュレーションして、3年間は予算的には何とかなるけれども、この広域がなくても、3年ぐらいでこれをちょっと考えないと、かなり後々の財政の負担になってくると。それはなぜかという、この制度だけを見ているわけではないのです。行政評価審議会というのがありまして、その中で、札幌市全部の補助金、いろいろな公共施設、そういうのを全部網羅して、かなり厳しい。これから地方自体の原理・原則というのは、一般会計の繰り入れはかなり軽減していかなければ、自治体がもたないというのが、これは私の考えなのですけれども、多分ほかの自治体もそういうふうにして、一般会計からの安直な繰り入れというのは、これからの自治体はしないと思うし、そういうことをしたら破綻しますので、やっぱり一般会計というのをしっかり見ていって、それから、どれだけのスパンの中で、補助金というものを、割合というものを全体的に、札幌市全体の1兆円近い予算の中で、どれだけのウェートを占めて、2億円の今補助金をもらっているところも、ことしの、平成26年度の、新年度からやめなさいと言われるところもあるのです。

ただ、ここは、皆さんのいろいろ利用されている方もいますので、3年は、私は、予算的には何とかもつのではないか。それも一つ、行政サービスですから、そういうことも考えながら、全体のことを考えるのが我々市民であります。赤ちゃんから高齢者の、最高齢の方まで、行政サービスというのは平等に考えていかなければならないものですから。

本当に残念だし、本当に厳しいし、本当につらいけれども、そういうこともしっかり、一般会計の繰り入れというのは、これからしっかり精査していかないと、札幌市全体の予算がもたなくなると、私はそういう考え方で、この補助金をなぜ1,600円、1,500円というのは、1,600円から、3年を前倒して、1,000円にすると書こうかと思ったけれども、それも段階的に、事務局が補助の条例が、段階的に減らしていくのが、事務手数料として可能か、また、条例として可能かというのはちょっとわかりませんので、若干減らしていくということを、私は段階的に、きょう、提言いたします。

補助金を言います。平成26年度1,600円から1,500円、平成27年度1,500円から1,300円、そして最終、平成28年度は1,300円から1,000円と、こういうように段階を踏んでいくのがいいのか、それは行政側がお考えいただいて、後で国民健康保険の協議会でもお考えいただくのですけれども。

やっぱり3年前倒しでどんと、1,600円から1,000円にするのがいいかどうかは、これも私

もちょっと悩ましいところなので、そういうふうには、誰が見ても、なぜこの検討会議、または仕分けに出てきたということは、何か変えていかなければならない。そうしないと財政の中でウエートを占めて、つらくなるということを示唆されて、検討されるわけですから。何もなければ検討会には出るわけではないので。

それがいいかどうかは別として、私はそういうふうにして、今回、現状は、3年間は、予算的には何とか可能だなど。だけれども、申しわけないけれども、はっきり言って、道に権限が移譲されてしまえば、これはこの時点で終わりになりますので、そこで終わってしまうのだけれども、何とかいろいろな意味を考えて、こういうふうにお書きいたしました。

以上です。

○武者座長 ありがとうございます。

ということは、①番の方向性のところで、現状のまま維持すべきというところになっておりますけれども、どちらかというと、段階的に縮小するというようなイメージなのではないでしょうか。

○森田委員 そうですね。札幌市の財政とか、行政評価審議会とか、いろいろな資料も見たり、いろいろなシミュレーションをして、ここにもございますけれども、一般会計から国保が、政令都市20都市ありますけれども、8番目というのは別に誇れることではないのです。やっぱり一般会計の繰り入れ、平均、市民の、どんどん低くしていかないとだめなのです。1番だったら誇れるけれども、8番では決して誇れる形ではないので。一般会計の繰り入れというのは、本当に財政健全化の基礎になりますので、そういうこともしっかり、我々も冷静に見て、本当に札幌市。

なぜかという、最後に私、書いてありますけれども、未来の子供たちに、少しは負の遺産は残ってしまうのだけれども、少しでも子供たちの未来に、少しでも負の遺産が軽減されることが、我々大人としての矜持であります、誇りでありますので、そういうことで、今、私はこの3年間という形で、現状維持ということの根底というものは、そこにあるということをお示しをさせていただきました。

それで、私も65歳になりまして、大変つらいです。もう年金暮らしですから、1%減らされて、4月から消費税が上がる。10月から運賃も、市電も地下鉄も。でも、それはそれで、我々が我慢してやっていかなければならない。そういう思いを持ちながら、我々一生懸命、札幌市が少しでも前に進むようにやるのが市民の責任であると思っておりますので、そういうことも考えて、今回こういう形とさせていただきますので。

私の意見は、以上であります。

○武者座長 ありがとうございます。

それでは最後に、小沼委員、お願いいたします。

○小沼委員 ここにお書きしましたとおり、私の意見は変わりません。廃止すべきであると、明確に申し上げたいと思います。

それで、市の担当者の方にお願いですけれども、先ほど石井委員のほうからの質問に答えられた内容を文書化して、資料として、次回、明確にこちらにもお出しいただきたいと思っております。

そのことがはっきりとして前提にある以上、これは黙っていても廃止なのではないかというふうには私には受けとめられるのです。そのことを明確にしないで、そして、ここで検討するということが自体

にもちょっと疑問をむしろ感じるのです。

きょうどうして、そのような説明ができるのに、この会が始まる以前にはそのお話がなかったのでしょうか。

それで、ちょっと私どもの理解不足かもしれませんが、このことをまず、資料としてきちっと出していただくようお願いをいたします。

その説明を前提にすれば、なおさら、この制度というのは、一旦廃止した上で、市民のために使い勝手のいい、平等な新しい制度を構築するということが、施術者にも利用者にも利益になることです。これが平成29年の制度の改正によって、はい、なくなりました。それがまた検討しますということになれば、なおさら、そこで中断というような形になって、市民の利益も損なわれますし、施術者の利益も損なわれるということになろうかと思えます。

ですから、私はここに書きましたとおり、この広域化の波の中で、この問題が埋没することを大変、前回から申し上げておりますけれども、おそれております。

であれば、廃止をまずは掲げて、中断することなく、新しい制度がもしつくれるものであれば、その努力を今からすべきだというふうに思います。これを改正とか修正とかということでは、その他の前段に書きましたとおり、これらの範疇を越えているというのが私の感覚です。

以上でございます。

○武者座長 ありがとうございます。

小沼委員に関しましては、廃止すべきということで御意見をいただいているのですが、これは、なるべく早急に廃止をすべきということでしょうか。

○小沼委員 時期については、前回申し上げなかったのですけれども、きょうの皆さんの議論を聞いておまして、私は、これは早急に廃止すべきというふうに考えるようになりました。

それが平成29年度末では、黙っていてもそうなる時期ということになるとしたら、それ以前に、廃止の周知ができるような期間で廃止すべきではないかというふうに、むしろ気持ちがきょうは傾いております。

○武者座長 ありがとうございます。

では、この整理表を見つつ、御意見を伺っていたのですが、特に、中間報告に関しましては、この検討会の方向性というものをメインに、逆に言うと、余り細かいところには立ち入らずに報告できればなど考えております。

その意味で、①番のところというのは、非常に重視しているのですが、特に、明確に拡充もしくは縮小と述べられている方に関しては、これで報告したいと思いますけれども、その他というふうになっておられる方については、もう少し御確認させていただければと思います。

まず、石井委員なのですけれども、特に、拡充と縮小の両面、必要であるという御意見かと思うのですが、見る限りは。ほかの委員の意見、議論等をして、事務局からの意見もお聞きになった上で、少し、もう一度御説明いただけないでしょうか。

○石井委員 先ほど私の質問で、ちょっと私もなんかがくっつきしているのです。この検討会の目的とは一体何だったのかなど。何かずっと将来のことを、この制度について論ずるはずが、何かもう平成28年度で終わってしまうことであれば、最初からそのように事務局のほうでお話ししてほしかった

などということと。

ひょっとしたら、市としては、広域化になったら廃止になることはわかっているけれども、やっぱり財政が厳しいので、その前に何とかしたかったという意図があるのかなと、ちょっと今そんな気持ちでいます。

ですから、本当に平成28年度で、将来どうにもならないことであれば、拡充も縮小も、見直す必要もないのかなという今気持ちになってきているところです。

○事務局（加藤） 済みません、ちょっと補足を。私の先ほどの説明が多分悪かったので、申しわけございません。

保険者としてやっているこの制度は、札幌市が保険者でなくなれば、あとは、北海道がやるかどうかを考えることであって、今、皆さんにお考えいただいているのは、札幌市国民健康保険の範疇なのですけれども、この制度自体が、札幌市として、将来にわたってどういう必要性があるかということの御意見をいただいているわけで、黙っていても28年度に廃止することを前提に議論をしていただいているわけではないです。あくまでも保険者という限定で、先ほど説明したわけで、札幌市国保の保険者としてやっている事業は、札幌市が国保の保険者でなくなったら、あとは、継続するかどうかは、保険者としてやることについて、継続するかどうかは、北海道が検討すべきことになるわけで、必ずしも平成28年度末で終わりということの結論があるとか、そういうことではなくて、その先も含めて、皆さん今、何回も御意見をいただいているので、そこはちょっと私の説明が誤解を招いたことをお詫びします。

○事務局（川上） 済みません、私のほうからも補足をさせていただきたいと思いますけれども、現在、市町村の国保ではいろいろ、私どもは施術制度という独自のものをやっておりますけれども、それ以外の市町村では、例えば人間ドックを独自に助成しているとか、いろいろな独自の保健事業をやっている市町村というのは数多くあるわけです。

そういったときに、都道府県になったときに、そういった市町村の独自事業が全部なくなってしまうかどうかというのは、札幌を含めて、各市町村も一番そこは非常に気にしているところだと思います。

そこは、これから国のほうで、都道府県と市町村の役割分担というのをどうするかというのをこれから検討していきます。そういった中で、今言った、市町村が今やっている独自事業というのは、都道府県のほうでも引き継いでいくのかどうか、引き継ぐとしたら、どういう形なのかどうか、そういった議論が、まさにこれからされていきますので、先ほど言ったように、平成29年度に都道府県になったから、同時に市町村のそういう事業が全部なくなってしまうということには、今のところはっきり言うことはできないと。可能性としては、都道府県が引き継いで、そういった事業を継続していくということも、可能性としてはあるということを皆さんには御理解いただきたいと思います。

○石井委員 そうしますと、この制度を、もし広域化の後も継続するとなると、これは、道全体の問題ということですよね。そういうことになるのではないですか。全道的にこの制度を平等に実施するという形になるものではないのでしょうか。

○事務局（加藤） もし、例えば札幌市の制度とか、岩見沢の制度とか旭川の制度を、北海道が今までどおり引き継ぎましょうといったときに、そこは北海道がどう選択するかどうか、全道民を対象と

した制度につくりかえて引き継ぐのか、今までやっているところを限定するのかというのは、またそれは、そういう検討や議論や、必要性のことについて検討された結果でなければならないので、今の段階で、どうなるかということは、はっきりは申し上げられない。

○大道委員 余り理想的な話をしてもしょうがないので、現実問題として、今、札幌市は北海道の中で最も裕福なのです、実は、ひどいひどいと言っても。ですから、この制度がもし道に移管したとしても、道としては、国保の運営は絶対嫌がっています。絶対やりたくない。

なぜかという、札幌市はいいのですが、ほかにお金のないところがいっぱいあります。したがって、国保の財政を支えるだけでもあつぷあつぷ。支え切れないだろうという、どうしようかということが、道の実際的な考えで。このような特別な制度は、まずやることは考えられません、実際的に。

そうしますと、国保の事業としてやることはほとんど不可能だと思いますので、私は前から言っていますように、全市民として、一般的な健康管理としてやるような、新たな制度をつくるべきかについて、早目に僕は議論したほうがいいのではないかというのが、実際的な私の考え方ですけれども、いかがでしょうか。

○堀内委員 私も先ほど言った、平成29年度に仮に道に移行するとすれば、その前年、28年度中には全容が見えてくると思うのです。それで、先ほど言ったのです。今、大道委員からも言われたように、道に移行するのであれば、かなり厳しくなるとすれば、それに対応した、市で独自で保健事業としてやるべきか、あるいはその時点で廃止するのか、それをやっばり前年度、平成28年度くらいに結論を出すのがいいのではないかと私は思ったのです。

それまでにかかなりいろいろな情報が入りますし。これから健康保険が厳しくなるのははっきりしています。来年、70歳以上、私も近々なって、1割負担が2割負担、どんどんどんどん厳しくなっていくのですけれども、健康保険財政がよくなるのはちょっと考えられないので。だから、その間にいろいろ、この二、三年の間に決めていったほうが、これだけ、皆さんお忙しい中、集まって、資料もたくさん、裁判所の判例も出ていますし、いろいろな資料を出されていますので、平成28年度には、結論はかなり早く出ると思うのです、これだけの資料があれば。今すぐぱっとというのは、先ほども言ったけれども、ちょっと早過ぎるのではないか。いわゆる周知とか、全体の様相も見えませんので。

そして、もし札幌市でやるとすれば、保健事業として、小沼委員も言われましたけれども、新たに再構築をすべきだと思うのです、予算に余裕があれば。その時点で予算に余裕がなければ廃止になると思います。

もっと生臭いことを言えば、ちょっと余り言いたくないのですけれども、これを決めるのは、最終的には市長なのです。市長選挙で、こういう公約を掲げた場合には、最終的には市長が判断するのです。市長選挙も2年後ぐらいにありますので、その動向も見据えた上で、私は平成28年という発言です。

以上です。

○森田委員 先ほど大道委員も言ったのですけれども、道が変わったら、この制度というのは恐らく、道というのは180の市町村を見なければならぬので、だから、いろいろな先生方がおっしゃるように、札幌市のこれからを見たときに、お金もかけないような、これも今、保健福祉部が出し

た、65歳からの便利手帳、去年までは敬老手帳だったのです。ですから、そういう中になんかいろいろなことが書いてあります。ですから、要は、知恵を出していく。そのために、この3年間というのは、確かに制度は残してあって、残すのだけれども、その中で、先が大体見えている制度であれば、それにかわるいろいろな知恵を出していく。そのことが、私はそういう形も並行してやっていないとだめだと思います。

全部、大上段に全てばさっとするのも、一つの方法かもしれないけれども、その中で知恵を出して、いろいろなことをみんなで模索しながらやっていくことが、この3年間、先ほどもいろいろな方も言いましたけれども、そういうことを重視しながら、でも、3年後に道になったら、恐らくそれは厳しいなということも、かなり頭に入れてやっていないと私はだめかなと思っておりますので。

○堀内委員 先ほどの補足になりますけれども、私は、現行予算内で、料金を下げて対象者をふやすと先ほど発言したのですけれども、それは、一つには、もしも廃止になった場合には激変というふうになりますので、施術業者も大変だと思うのです。だから、なるべく多くの人に体験していただいて、補助額は下げたとしても——それで、私も事業をやっているのですが、事業用語で申しわけないのですけれども、企業努力というのが必要だと思うのです。ある程度お客様に対する料金、サービス、それによって経営というのは成り立っておりますので——3年なら3年後を見据えて、そういうような期間というのにも必要ではないか。いきなり廃止になります、それでは非常に困りますので、そういうことも含めて、料金をある程度下げて、現行の予算内で、なるべく多くの人に体験というか、未病の治療というのを受けていただいて、本当にいいというような実感を持っていただくサービスをぜひ期待しております。

以上です。

○高田委員 私、先ほど何もないということでお話ししたのですが、実は私、その他を選んでおりまして、中身は、制度の廃止と縮小、両方絡んでいたものですから、その他に○をつけたのです、全体では。

まず、いろいろな議論が出ているのですけれども、ここに諮問されたということは、この制度が必要かどうか検討しろということだと思うのです、大前提は。必要なかどうかのと、もし必要だとすれば、このままでいいのか。それで、財政を考えたら、やっぱりそうはいかないよね、縮小しなければならぬよね。それから、国民健康保険の加入者だけしか利用できていないですよ、これってすごい不公平ですよ。こういうことを直していかなくてはいけないだろうと。そういったことをここで議論をしていって、最終的に国保の運営委員会のほうに、検討会としては、こういう方向で進むことになりましたということになるのではないかと思います。

それは、私は、たまたま平成29年度というのは、合致していなかったのですけれども、国保会計でやるのはやめるべきだと書いてあるのです。それは、先ほど言ったように、国保会計でやるということは、国保の加入者しか利益を受けられないということです。一般会計から、一般の市民の税をいただいて、ここに埋めているわけですから、それ以外の方にして見れば、甚だ不公平な制度で、何で私たちの税金で国保の加入者だけいい目を見るのかということになるのだろうと思うのです。

それを含めて、国保はやめて、もっと見直しをして、縮小して、必要なものであったら一般会計でやりましょうという中身で僕は答えているのです。

お話を聞いていると、皆さん、全体的には大体同じようなことなのだろうと思うのですが、結論を平成28年度まで、平成29年度までに何もしないで、ということになりましたという検討は、大人が10人集まって、ちょっと恥ずかしいかなという気もするのですが、だからやっぱり何らかの結論を得て、では、平成28年度に廃止しましょうなら、それでもいいと思うのです。

平成29年度の国保の、大道委員からお話ありましたが、多分北海道はこんな単独事業はやりません。やるのだったら札幌市でやってくださいと。どうしてもやれというなら、その分、金頂戴となると思うのです。結局は、北海道がこのものに対して金を負担してやるなんていうことは、まずあり得ないと思うのです。全道のまちが、180のうち150がやっているというなら、ちょっと考えるかもしれませんが、全道の180のまちで3町村しかやっていないわけですから、まず不可能だと思うのです。

そういったことを考えると、やっぱりここで私たちが諮問されているのは、この制度、何とかしてくださいとされているわけですね、やっぱり。そこで、まず、必要かどうかということと。必要であれば残しましょう。残すのだけでも、金がないからどうしましょうかと、お金がなければ、縮小するしかない。縮小の方法はどうなるのか、それはいつまでやらなければならないのかというふうなふうに私は書いたつもりだったのですが、全体的にお話を聞いていたら、大体同じような内容なのかなという気はいたします。

以上です。

○稲垣委員 今までいろいろお話を聞かせていただきましたけれども、もともとこの制度自体が、発足したという理由ということ、札幌市のほうからも説明がありましたように、あくまでも市民なのです。市民の必要性に応じて、そして市議会で、いわゆるこういう制度をつくりなさい、つくるべきだということで決定され、そして現在まで至っていると。

その内容においては、当時は、我々、他団体との関係で、一つの組織をつくって、そこと札幌市との協議のもとで、相当数の内容、運営における内容について改定をしてきました。我々が望む、いわゆる一部負担金の関係は、なかなか受け入れてはくれない中で進んでいき、結果的には、今の現行の1,600円、1,400円の3,000円という形になりました。

だから、これだけ道内が不景気になったときに、患者負担は、1,400円は高過ぎるというのが現状です。これも当然のごとくだと思います。ただ、そういうようなことで、この制度がどんどん51年間進んできた。

ここにいる委員の先生方は、冒頭、この制度自体は全く知らなかったと。知らない中で、この制度のあり方を検討しなければならないというのは、全く愚の骨頂かなと私は思っています。

要するに、何に基づいてこれを検討していくのだといった場合において、札幌市は、そのために利用者アンケートというものをつくって、一つの資料を提出してくれました。委員のほうから、利用者だけではだめだと、一般市民はどう考えているのだということで、いわゆる利用者アンケートを出して、その資料を提出してもらった。

今、その話の中で、この論点シートの中でも私ぐらいですよ、市民アンケート及び利用者アンケートについてのコメントを出しているのは、ほかの委員の先生方は一切出していない。この制度を全く知らない委員の先生方が、全くアンケートの状況というものを把握していないというのは、私

は、言ってみれば、この委員会は意味がないのではないかというふうにも考えざるを得ません。

きょうは、委員の中から、はり・きゅうの効果については何の実証もないということでありましたから、あえて先ほど言いましたように、法律の中できちっとEBMを認定しておりますというような文章を提出したわけなのです。

市民の方の代表である委員の方々から、この財政の問題についてお話がありましたけれども、札幌市の国保の平成24年度の内容を見れば、一般会計の繰出金が180億円です。それで、この制度の支出は1億円弱です。どこに負担があるのですか。当初は、札幌市は3億円までを考えていましたと。予算は3億円です。それに対して、どういうふうな形で削減していくかということで、当然、我々の業界と札幌市も協議をしておりました。

そういうようなことで、現在は物すごく利用が低くなっておりますけれども、51年間にどれだけの市民が利用したと思いますか、200万、300万は利用しているのです。それで、こんな利用していない制度は無意味だというようなことを言うておりますけれども、それはナンセンスだと思います。

その原因となることに対して、業界として、私が書いた内容の中で、こういうものを排除することによって、より市民の利用度が増すというふうに考えております。増すことによって、当然国保財政に負担がかかります。そうなった場合においては、料金を、いわゆる料金の問題においては、札幌市との協議でございますから、そここのところはその都度、やはり破綻するような制度でありたくないというのが、昔からの我々組織の考え方でございますから、それに協力してまいりました。

だから、先ほどから問題のように、この制度を廃止するべきか、あるいは拡充するべきか、あるいは現状維持かということに対して、いかに札幌市の市民がこの制度を望んでいるかということが結果として出ているのです。それを、いわゆる認知しない委員の先生方が、これはどうだこうだというような状況よりも、やはりアンケートというのは世論でございます。その世論を大事にしていってほしいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○武者座長 稲垣委員に確認したいのですが、稲垣委員としましては、この制度そのものを維持、同じような制度を維持すべきであると。一旦廃止して拡充すべきというわけではないということでしょうか。

○稲垣委員 この拡充という言葉には、物すごくいろいろな意味があると思います。だから、拡充というのは、拡大・充実。拡大するには、あくまでもそれをより多くという形も含まれるので、もともとは老人、後期高齢者も含めての制度であったわけなのです。それが外れたといっても、後期高齢者の各保険組合においては、この保健事業というのはかなりやられているのです。共済保険においては、共済事業として一部、これは共済事業全てではないと思うのですけれども、共済保険全てではないと思うのですけれども、学校共済なんかは、公立学校共済なんか、はり・きゅうを受けた場合においては、1,400円ぐらい、今でもそれは存続していると思うのですけれども、そういうことをやられていますし、あるいは協会けんぽにおいては、各施設をつくって、それを加入者に利用されていると。そのようなことで、後期高齢者は何かありますかといったときに、介護保険ぐらいしかないかなという感じになっていきますから、いずれにしても、この制度において、非常に効果があるというのが80から90%ということですから、この制度を利用することによって医療費も削減されてい

る。ましてや、療養費においても、柔道整復師に関係においても当然減っているという、こういうことがはっきり言えるのではないかと。それを実証すれというのであれば、細かなこれからの検証が大事ですけれども、いずれにしても、医療費だとか介護保険支援事業、そういう形においても、この施術費制度は非常に有効裏に働いているのではないかと私は感じているし、示していけるかなという感じはありますので、そういう意味での拡大ということです。

あと、充実というのは、いかに多くの市民に利用していただくかということの条件ということです。

○武者座長 そうですね、実際、例えば市でできること、そして道でできること、この検討会でできること、いろいろ限界がある中での御意見をいただいているのですが、中間報告としましては、やはり制度が必要なかどうかということです。

それに当たっては、必ずしも現行制度の維持にこだわる必要はないのかなというような感触を得ております。

中間報告ですので、方向性ということで、上のほうには報告したいと思うのですが、今の、特に事務局の説明に関しては、なるべく恣意的でないような説明ということをしていただくとお思いますけれども、逆に委員の方々は、個人の意見、むしろ恣意的であっていいのかなとお思いますので、国保の、平成29年に広域化がなされるという前提がどうなるかというのは、もちろんまだ正確にはわからないわけなのですが、ある程度の予想はできるわけです。そういうのも踏まえて、この制度をどうしていくべきなのか。

今ちょっとお思いますのは、アンケートと、あと、委員の方々も、必ずしもこの制度そのものがなくなるという必要はないのかなと。形を変えて存続してもいいという方も何名かおられるのではないかなというふうにお考えしております。

ただ、実際問題として、平成29年の広域化のときに、ちょっと維持するのは難しいということはお感じしております、例えば北海道に対して、この同じような制度をつくっていただくというような要望を出すことは可能ですけれども、せいぜいその程度ではないかなと思います。であれば、市でできることをもう少し考えたほうが良いとお考えしております。

そういう意味では、中間報告としましては、ひとまず、現行制度に関しては廃止をして、それにかわる新たな制度をつくっていく、札幌市としてつくっていく、恐らく道でつくるとするのはちょっと難しいと思いますし、この検討会の範疇を越えているように思いますので、そのように中間報告として、方向性を示すのはどうかなとお考えしておりますけれども、これに関して、皆様の御意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○高田委員 中間報告というのは、どの程度ぐらいまで実際に報告しなければならないものなのでしょうか。事務局にお聞きしたらいいのでしょうか。

○事務局（西村） 理想を言えば、検討会としてどういう方向かという報告ができればと思いますが、今お聞きしていても、いろいろな意見がありますので、最低ラインとしては、今どういう意見が出て、どういう意見が多い、だと思えます。

この後の議論で、方向がかなりまとまるようであれば、それもあわせて報告するのがいいのではないかなと思います。

○武者座長 ありがとうございます。

今のところ、単純にカウントしたのみの結果ではありますけれども、①番の選択肢で申し上げますと、拡大とされている委員が2名、維持が、当初3名かと思っていたのですが、本日の意見を拝見しまして、森田委員がやや、制度の縮小を図るべき、3番かなと。それで、維持が2名、縮小が2名、廃止が1名、その他3名というようにカウントはされるかなと考えております。そういう意見が出ているというふうに、中間報告でできればと思いますが、それでどうでしょうか。

○高田委員 私、5番のその他にしているのですけれども、国保会計だけを考えたなら、実は私、廃止なのですけれども、国保会計だけに絞れば。そして新たに制度をつくったらいいのではないですかという意見なので、それでその他にしたのです。どういうふうにしたらいいですか、その他でいいですか。二つつけるわけにいかなかったものですから。

○武者座長 4番と。

○高田委員 3番と4番です。制度の縮小と廃止なのですね。

○武者座長 療養費としての制度は縮小すべき、財政的な問題等も加味して……。

○高田委員 ちょっと私が勘違いしたのかもしれませんが。これは国保会計のことを考えればいいのですね。事務局、どうですか。国保会計として考えて、そのほかのことは。

○事務局（西村） 国保の制度ですので、国保会計としてどうするかというのが基本です。ただ、それ以外の意見を遮るつもりはありませんので、国保を越えた部分についても意見があるのであれば、それはそのまま運営協議会のほうに報告するものかなと思っています。

○高田委員 済みません。そのまま結構です。

○稲垣委員 済みません。もう一度数字……。

○武者座長 拡大が2名、水上委員と稲垣委員です。維持が2名、堀内委員と宮崎委員。縮小が2名、武者と森田委員。その他が石井委員、大道委員、高田委員というカウント方法かなと思っておりますが、これで報告を、中間報告の、こういう意見、分布になっておりますというふうにしようと考えておりますが。

○堀内委員 例えば中間報告で、こういうリスト、名前はちょっと消していいかもしれないのですけれども、こういうふうなのを出すというのはどうなのでしょうね。かなり生の意見が出ていますので。それともぼっち方向性を。中間報告なものですから、なるべく多くお知らせしたほうが、全然こちらに来ていない方が5名いますよね、国保協議会で。どういう意見が出て、こういうふうになったのかという、そういう点はちょっとわからないですよね。この委員の名前は除いてもいいのですけれども、こういうような意見で、制度を拡充する人は何名とか。それだとかなり、初めて見る方もわかりやすいのではないかと私は思うのです。私が急にこれを見せられて、まとまったものを見せられて、中間報告ですと言われても、どこがどうなのかとちょっと思ったものですから。

○武者座長 グラフのようなもので整理したほうがいいということですか。

○堀内委員 これで。

○事務局（西村） この後の議題かなと思ったのですが、これが一応中間報告のときの資料ということと考えていまして、どういった意見が多かったのか、具体的にはどういう内容なのかというのをまとめたものですので、これでいかがでしょうか。

○堀内委員 その辺は座長さんに任せます。

5. 国保運営協議会への中間報告の検討及び決定について

○武者座長 もうあと時間も30分ほどですので、こちらの資料の検討に移りたいと思いますが。

私自身の意見、余り表明することもなかったのですが、基本的には、縮小の方向で考えておりました。その理由としましては、やはり平成29年度の広域化の問題がありまして、それを前提とした上で、やはり急に平成29年度で制度が全部なくなってしまうというのでは、市民、利用者、施術団体ともに不都合が生じるであろうということから、段階的に縮小がいいのかなというふうに考えていたのですが、逆に言うと、段階的にするにしても、3年しかないということですので、段階的というのも難しいかもしれないなというふうにはちょっと考えを変えてきてはおります。

その上で、皆様の御意見をお伺いしたところ、必ずしも制度自体に、不要であるという意見ばかりではないのかなと。それなりに効果もある、もしくは、必要とされている市民の方もいる。一方で、財政の厳しさでありますとか、そもそも制度の陳腐化といいますか、余りにも古い制度で、それが何も改革されないまま来ている。なおかつ、札幌市の仕分け事業でも指摘されているという点は重く受けとめなければいけないかなと思っております。

そういう意味で、座長としましては、何らかの形で制度を変えていかないといけないというふうには考えております。そういう意味では、平成29年度の大幅な制度変更まで何もしないというのは、少し抵抗がありますので、それまでに何らかの形で改善を図りたい。

そのためには、皆様の御意見を今いただきましたので、中間報告、この資料を使って御説明できればと考えておりますが、方向性としては、今のところ、最終報告も見据えた上で、先ほども申し上げましたように、一旦廃止をして、新たな制度をつくると。廃止に関しましては、国保の委員会で可能だと思っておりますが、新たな制度をつくるとなると、恐らく国保の枠外になりますので、国保の委員会でできないこととなります。

ただ、もちろんそういう希望があるということをつけることは可能ですので、そのあたりで少し工夫はできるのかなとは感じております。

このような中間報告の持っていき方といいますか、進め方に関して、委員の方々から御意見あれば、資料の見せ方等につきましても、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○宮崎委員 廃止した後、新しい制度をつくるということですが、そうすると、それは国保の保険者とは関連はなくなりますから、新しく新たにまた委員会をつくるということですか。

○武者座長 そうですね、そういうふうになると考えております。ただ、それを決定するのは、また別の機会になるかと思っておりますので、あくまで希望、もしそういう意見をすれば、希望ということで、附帯意見としてつけるのがいいのかなと感じております。

○大道委員 一応ここまで議論いろいろやったのですから、新たな委員会とかをつくるのではなくて、国保あり方委員会としては、こうこうこういうことが望ましいのではないかという、強い希望があったほうが、次の委員会にすごく示唆的になるのではないのでしょうか。せつかくここまで議論してきたのですから。

ただ、国保と関係なければ、もう余り意見を言わないというわけにはいかないのでしょうか。たと

え実効力はなくても、やっぱり意見は言うべきではないか。

だから、こういうことで、もしできたら続けてほしいとか、何らかの希望、また、市民から要望があるのだったら、こういう要望があると。それについて、財政について、財政を鑑みながら、こういう方向でやったほうが望ましいのではないかと、そういうような附帯意見を言ったほうが、次の委員会やなんかに有用ではないかと考えていますけれども。

○事務局（西村） 大道委員の今の御意見、ちょっと確認させていただくと、例えば現行の今の制度は廃止するとしても、新しい制度が必要ではないかに終わらないで、例えば、市民を対象とした健康増進の制度が必要で、一定の枠があるのだったら、例えば回数を減らすとか、補助割合を下げるとか、そういったものが望ましいというようなところまで踏み込んで、意見として上げたほうがいいのではないかとということによろしいでしょうか。

○大道委員 意見は意見として言っておいたほうがいいのではないのでしょうか。

○高田委員 私もそのように思います。ここで十分検討しているものですから、廃止しましょうと、それで終わるのではなくて、必要があるのだったら、やっぱりその代替案もあわせて提示をするという方向が、やっぱり委員会として正しいやり方かなと思います。

以上です。

○堀内委員 私も最初に言いましたように、高田委員、大道委員と同じようなのですけれども、少しずつ回数とか料金を見直して、より多くの方に体験していただいて、ちょっと業界用語になりますけれども、企業努力で、多くの方がさらに利用していただけるような、そういうふうにしていったほうがいいと思いますので、大道委員、高田委員の意見に賛成です。

以上です。

○石井委員 今、中間報告で発表する意見をまとめているところですが、現行制度を廃止しというのは、これは期限なり、それからあと、見直しをかけて徐々に廃止していくというような内容までは踏み込まないということなのではないでしょうか。

○武者座長 もちろん廃止という意見、少し極端ではあるのですが、もし言うのであれば、中間報告として言うべきかどうかは少し、まだわかりませんが、最終報告として載せる場合は、段階的なのであるか、もしくは一気に廃止してというのであるかは少し触れないといけないと思っています。

○水上委員 皆さん貴重な御意見をいただいておりますが、本当にほかの市町村、私、皆さんからお話を聞いているもので、やはり札幌市も108億円の財政を国保に入れていまして、ですから、皆さんおっしゃっているように、ほかの市民に広げないと、どうしても不公平感が残るという問題がやっぱりあると思うのです。

それで、最終的に、利用者アンケートでもあるように、この制度を使っている利用者の皆様は、しっかり人数いるわけですし、それと施術者の方もいらっしゃる。それぞれ、途中で本当に廃止になってしまうと、みんなそれぞれが困る。そういう極端な意見も出ていないですから、この制度が健康増進の制度で、そんな制度だということを皆さん理解していただいていると思いますので、ほかの市町村と比べて、札幌市の違うところをある程度是正していただけるような制度を考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○武者座長 制度そのものに関しましては、それが国保であれ、必要という意味では、委員のほとんどの合意があるのではないかと考えておりますが、その点に関してどうでしょうか。

ですので、制度に関しては、必要。国保でやるのかという話がありますが、制度自体は必要というのは、大小問わず、委員の総意としてあるのではないかと感じております。ただ、それを国保でやるのか、もしくは札幌市でやるのか。札幌市の税金、一般会計から繰り入れを行ってやるのか、もしくは、単に一般会計そのものとしてやるのかといったことに関しては、少し意見が割れているのかなと思います。どうでしょうか。

そういうこともありまして、制度としては、一旦すっきり廃止というのが、一つ、解決方法としては、中間報告でそこまで言うべきかどうかというのはあるのですが、最終報告を見据えた上では、報告書として書いていいのではないのかなと思っております。

その上で、新しい、現状に即した制度を新たにつくるべしという意見をするのはどうかと、これはあくまで素案なのですけれども。

今後のスケジュールを考えますと、きょうが5回目で、中間報告を行って、6回、7回で最終報告をつくらないといけませんので、逆に、きょうちょっと私のほうから、最終報告として、こういった意見でどうだろうかというのを投げかけさせていただいたと思っておりますので、次回以降までに皆様、それに関してどうかというのを考えていただきたいというのが、希望としてございます。

○森田委員 誰もこれ、何回も言うのだけれども、この制度自体は、悪いなんて言う人は誰もいないのです。ただ、このあり方検討をするのが、何のためにこのあり方検討をしたのかということは、皆さんそれぞれ立場が違うから、いろいろな意見があるのだけれども、このままではなくて、新しい形にするのか、また、今言った廃止にするのかと、いろいろな意見も出ているけれども、このままでは、やっぱりいけないという形が、今回、我々は委員に選ばれたのですけれども、何かもうちょっと前進する形にしていけないとだめだと思うのです。

ですから、縮小して3年後に廃止、何回も言うようだけれども、道になったら恐らく無理なのだけれども、その間に、どういうふう構築していくかということ、そういうこともぜひ項目の中で、どういう新しい姿にしていくのかということをしつかりと明記していただいたほうがいいのではないかなと思うのです。

○武者座長 先ほど石井委員からも質問ありましたけれども、平成29年までの間に、どういう形で持っていくのかということですね。

○堀内委員 その辺については、高田委員から出ています。かなり具体的に、金額を下げたり、回数を制限したりとか、現行予算内であるべくということが出ていますので、そういう点を検討していきたいというようなこともつけ加えたほうがいいのではないかな。28年度には完全に、そこでどういうふうにするか、道のほうに移るといのは大体わかりますので、だから、市単独でやる、それであればどういうふうやっていくか、そういうふうな結論に持っていったほうがいいのではないかな。

私も段階的に、何回もくどいようすけれども、少しずつ減らして、なるべく多くの方に経験していただいて、いいと思ったら、それなりに継続していただければいいなというふうに思っています。それは書くべきだと思います。

以上です。

○高田委員 そのことについては、私も堀内委員がおっしゃったのと同じなのです。

一つ、事務局にお聞きしておきたいことが1個あるのです。とても重要なことなのですが、もし全市民を対象とするとしたら、国保会計ではやれないのですよね、そういうことですね。そういうことを理解した上で、では、どこの会計でやるのかといったら、一般会計でやるしかないということだろうと思います。それで私こういうふうにしたのですけれども、ちょっとお伺いしたら、国保会計で一般の市民全部のお金を出すことはできない。例えば社会保険の人の分も出すことはできないということになりますので、そういった意味で、国保では出せないというふうになれば、一般会計しかないのかなというふうに思います。

以上です。

○堀内委員 大体今回集まられているのは、札幌市国民健康保険施術費制度のあり方検討会ですから、あくまでも健康保険施術費ということであっていますよね。ですから、拡大、縮小して、あるいは廃止して、新たに立ち上げる場合は、やはり新たなメンバーというか、それで一般会計から持ってくるか、幾らくらい持ってくるか、全市民に広げるか、それは改めて検討すべきだと思います。

○武者座長 もちろんそういうことです。

逆に申し上げますと、この検討会としては、先ほど併記のような形で申しあげましたけれども、本来であれば廃止もしくは拡充、どちらかしか、意見としては申しあげられないのです。それ以外に関しては、希望的観測でしかないのです。ただ、やはり全員の意見を一つにまとめるというのが難しいというのと、アンケートの結果等もありますので、その部分で少し併記をさせていただこうかなというふうに今のところ考えております、最終案としてはですけれども。

○堀内委員 賛成です。

○武者座長 事務局に少しお伺いしたいのですけれども、この資料に関しましては、中間報告でも利用するということですので、もし事務局から何か補足等、これに関してありましたら、少しお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（西村） カラーのA3版の資料は、先ほども言いましたけれども、中間報告用の資料ということですが。

内容は、ごらんいただいてわかるとおり、前回までの内容になっていますので、今回どういう意見があって、どういう方向になったかというのを、座長のほうに口頭で説明していただくのがいいのかなというふうに考えておりますが。

○武者座長 資料としてはこのままですか、2月3日に提出するのは、少し変わってますというのを口頭で私が説明するという。

○事務局（西村） ええ。これをそのまま直してしまうという方法もありますけれども、どちらがよろしいでしょうか。

○武者座長 多少変わっている部分もあることはあるのですけれども、それなりに一つ完成の形を見ている資料にはなっておりますので、一旦このままで説明させていただいて、補足をするという形で、2月3日はひとまずいきたいと思いますけれども、特に、森田委員、ここの部分で少し変更がありますけれども、このままでもよろしいですか。逆に森田委員のきょうの意見を反映して、少しグラフをつくりかえる必要がありますでしょうか。

○森田委員 できれば、私、そうしていただかないと、この一月間いろいろ考えて、この短い、たった5、6回の中で結論を出すというのは、私も余り頭がよくないので、一生懸命考えながらやったものですから、ぜひ。変わったことというのは、別に変心したわけではないのです。やっぱりいろいろなことを横断的に考えて、こういう方法をこれからもまた、考え方がこうなったという、そういうふうな思いがありますので、できたら今回の数字も入れていただけるなら入れていただいて、考え方も述べましたけれども、物理的に可能であれば、要するに事務手続上どうですか。

○武者座長 縮小の部分を1名分ふやすということになりますので、それは可能だと思います。対応させていただきます。ありがとうございます。

○森田委員 やっぱりいろいろな考え方が出てきて当たり前だし、それで、最終的には一つの方向を出さないと、これまたおかしな話なので、結論はすかっと出すということが当たり前の話ですから、その間にはかんかんがくがくあっていいと思う。だから、結論は、ある程度のきちんとした方向性は、中間報告ではなくて、本当の最後は出してしかるべきだと思います。

○武者座長 それでしたら、2月3日の国保運営協議会への中間報告に関しましては、今回いただいた御意見と、これまでにいただいた御意見を踏まえまして、私から報告したいと考えております。

資料は、前回、この資料を一部改変したものとしまして、今回の内容も口頭で補足して説明したいと思います。

詳細につきましては、また事務局と一度打ち合わせをしないといけないと思うのですが、取りまとめたいと思います。

結果については、次回、2月の第6回の施術費制度のあり方検討会で報告をさせていただきたいと思います。

中間報告の内容につきましては、ひとまず併記という、委員全員の意見を並列して報告するということでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○武者座長 では、これで予定の議題は終了となりますけれども、最後に、事務局から補足、連絡事項等ございましたら、お願いいたします。

○事務局(西村) 中間報告の資料については、先ほど座長から話ありましたが、座長と相談をしまして、整理をさせていただきます。

次回の検討会の日程になりますが、2月の中旬から下旬ということで了解をいただきました。個々に、委員の皆様には日程調整させていただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

6. 閉 会

○武者座長 それでは、以上をもちまして、本日予定されていた事項の検討を終わります。

これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。